

イスラエル産シャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案の概要

1 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項においては、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨を規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号においては、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるものを規定している。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条第1号においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。
現在、イスラエルから発送され、又は当該地域を經由したかんきつ類の生果実については、イスラエルにおいて検疫有害動植物であるチチュウカイミバエが発生していることから、規則別表2の1の項において、原則として輸入禁止品として位置付けられている。
- (3) しかし、スウィーティの生果実については、低温処理による当該ミバエの殺虫処理技術がイスラエルによって開発されたことから、平成2年3月以来、条件付きで輸入を認めているところである。
- (4) 具体的には、「生果実の中心部が1.5 となった後引き続き16日間、その温度以下で消毒すること」という処理基準を用いた低温処理による消毒を行うこと等の条件を満たすものであれば、輸入を認めている。

2 改正の趣旨

- (1) 平成27年1月及び平成28年1月、イスラエルは、我が国に対し、イスラエル産スウィーティの生果実について、新たな低温処理基準の追加を要請するとともに、当該処理基準による低温処理の有効性を示す試験結果を提出した。
- (2) イスラエルから提出された試験結果によると、低温処理に対する最耐性ステージであるチチュウカイミバエの3令幼虫をスウィーティの生果実に寄生させ、「生果実の中心部が2.2 となった後引き続き18日間、その温度以下で消毒すること」という処理基準を用いて殺虫試験を行ったところ、合計32,095頭のチチュウカイミバエの3令幼虫が完全に殺虫された。
- (3) 我が国において、この試験内容を確認した結果、当該処理基準は、チチュウカイミバエの完全殺虫に有効であり、当該処理基準に基づく消毒を実施することなどを条件にイスラエル産スウィーティの生果実の輸入を解禁しても、チチュウカイミバエが我が国に侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。このため、スウィーティの生果実に係る低温処理について当該処理基準を追加することとする。

3 改正案の主な内容

平成2年3月20日農林水産省告示第438号(イスラエル産シャムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を改正し、スウィーティの生果実に係る低温処理基準として「生果実の中心部が2.2 となった後引き続き18日間その温度以下で消毒すること」を追加する。

4 今後のスケジュール

告示の公布・施行：平成29年10月下旬(公布日施行)